



埼玉県「目標設定型排出量取引制度」に基づく検証業務のご案内

■ 埼玉県「目標設定型排出量取引制度」とは

2010年3月、埼玉県は地球温暖化対策にかかわる事業活動対策指針を制定し、「目標設定型排出量取引制度」を導入しました。本制度では、原油換算エネルギー使用量が3年度連続して1,500kl以上の事業所を対象に、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するように努める必要があります。また、対象事業所は基準排出量および毎年度の排出量について第三者の検証を受ける必要があります。

■ JQAの実績と強み

✓ 豊富な検証実績

埼玉県制度の大規模事業所約600事業所のうち、当機構は約100事業所の検証を実施しています。

✓ 充実したフォローアップ体制

営業担当者も検証主任者の資格を有しており、制度の説明から検証内容のご相談までお客さまのちょっとした疑問やお問い合わせにも対応しています。

✓ 質の高い検証サービスの提供

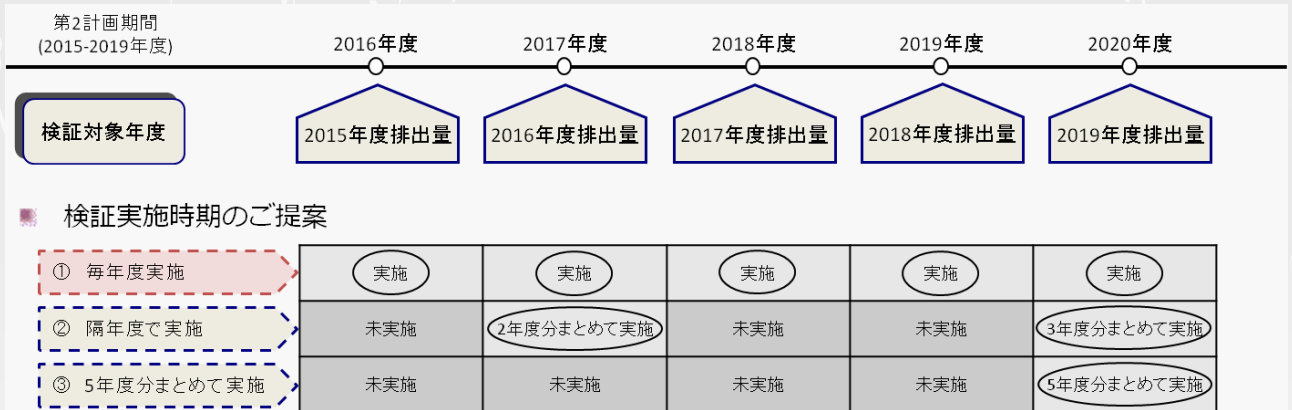
JQAは、「環境保全への取り組み」のほか、「マネジメントシステム」や「製品・材料・設備」などを評価する認証機関をバックグラウンドとして、質の高い検証サービスを提供しています。

■ 検証実施時期のご提案

以下のタイミングで検証を受ける必要があります。

- ① 目標達成状況の確認時
- ② 排出量取引(超過削減量を他者へ売却)を行う時

JQAでは、お客さまの削減活動が計画的で効率的に行われるよう、以下のような検証実施時期をご提案いたします。



● 年度排出量検証: 毎年度実施 (または隔年で実施) を推奨しています。

- ✓ タイムリーな検証を行うことで、毎年度の排出量を確実に把握することができ、計画的で効率的な削減活動に寄与します。
- ✓ 算定に必要な根拠資料を紛失するなどのリスクを軽減できます。

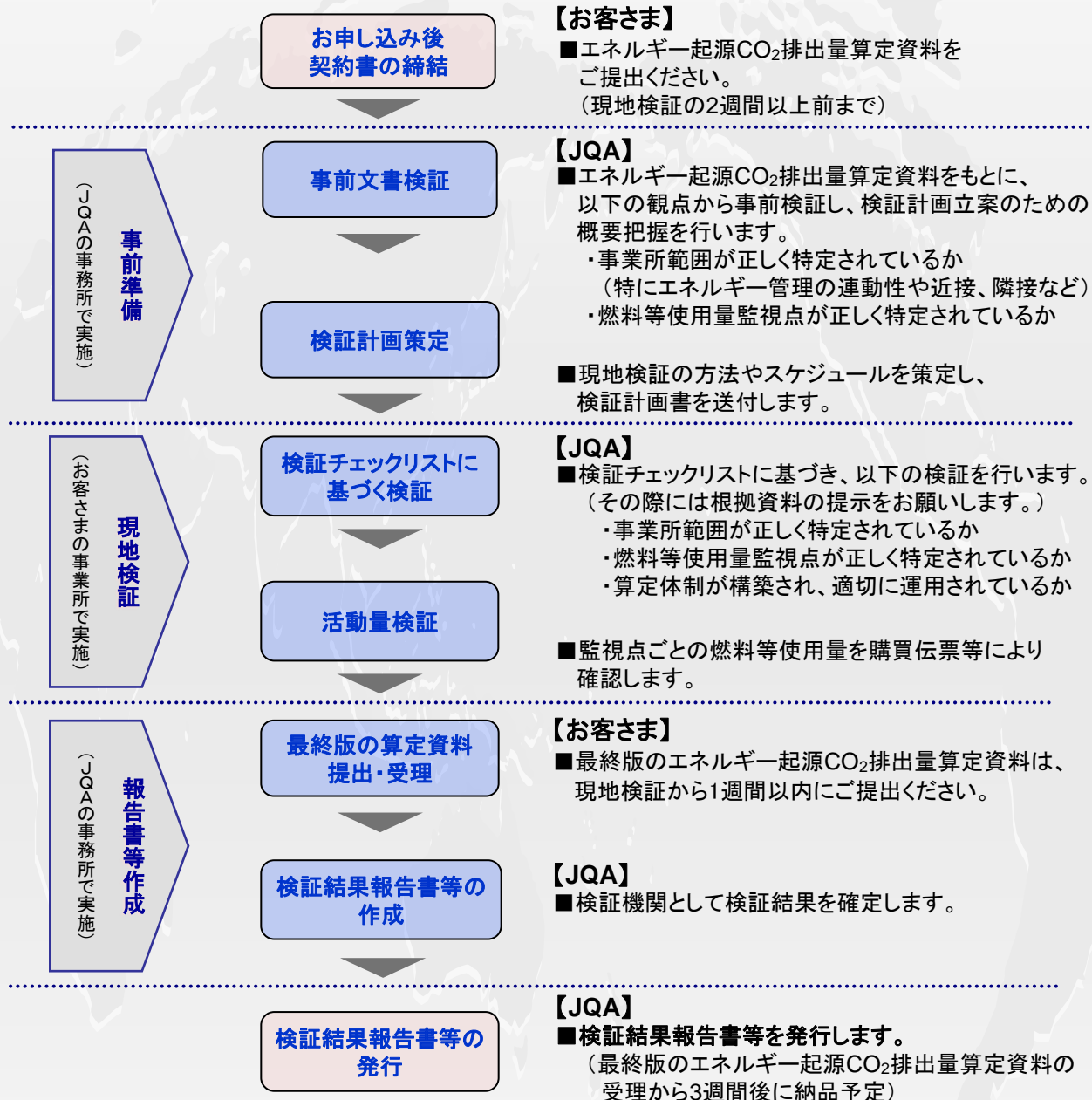
● 第2計画期間で新たに対象事業所と認定された場合の基準排出量の検証

※ 対象事業所と認定されたら速やかに検証実施することを推奨しています。

- ✓ 速やかに基準排出量の検証を実施することで、基準排出量を早期に確定させ、計画的で効率的な削減活動に寄与します。
- ✓ 算定体制の構築や根拠資料の整備といった検証の準備を早期にしておくことで、計画期間における排出量の算定を効率的に実施することができます。
- ✓ 年度排出量の検証は、毎年度あるいは隔年度での実施を推奨します。



目標設定ガス排出量検証のフロー



※本検証は、埼玉県 目標設定型排出取引制度における「エネルギー起源CO₂排出量算定・検証ガイドライン」に基づいて行います。
 ※区分1「目標設定ガス・基準量」以外の区分は検証フローが異なりますので、別途ご相談ください。

本件に関するお問合せ先

一般財団法人 日本品質保証機構
 地球環境事業部 (担当: 倉内・塩見)
 〒101-8555 東京都千代田区神田須田町1-25
 Tel:03-4560-5600 Fax:03-4560-5601
 URL:<http://www.jqa.jp> E-mail:chikyu-kankyo@jqa.jp